

# 川崎市港湾局熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

## 1 適用範囲

本試行要領は、川崎市港湾局が発注する工事等を対象とする。

## 2 対象工事等

### (1) 適用日等

設計年月が令和3年7月以降の工事等を対象とする。

### (2) 対象工事等

近年の夏季における猛暑日などの気象状況を考慮し、工事現場等における労働者の熱中症対策を目的として、下記ア～イに該当する場合、これに係る現場管理費補正の試行対象とする。ただし、本要領においては、測量・地質調査業務委託及び既に積算基準にて熱中症対策費が計上されている場合は対象外とする。

ア 主たる工種が屋外作業である工事。なお、土木工事標準積算基準等の現場管理費に基づき積算している除草や清掃などの業務委託も対象とする。

イ 電気通信設備工事等においては、主たる工種が屋外作業である工事及び製造を対象とするが、主たる工種が屋内作業の場合であっても空調設備等がなく室内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とすることができる。

## 3 用語の定義

### (1) 真夏日

横浜地方気象台（観測所名：横浜）における日最高気温が30度（新型コロナウイルス対策を伴う熱中症予防対策の場合は28度）以上となる日をいう。また各月毎の真夏日日数は直近3カ年の平均値（以下、真夏日日数という。）とする。なお、直近過去3ヶ年とは設計年度の暦年前3ヶ年とし、平均値は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

### (2) 工期中の対象期間

契約予定日から完成期限までの期間で、準備期間、施行に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の期間の合計をいう。ただし、年末年始6日間、工場製作のみ実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

### (3) 真夏日対象期間

工期中の対象期間の内の5月から10月までの期間をいう。ただし、契約予定日

からの15日間及び完成期限前の10日間を除くものとする。

#### 4 真夏日率算出方法について

##### (1) 真夏日対象期間中の真夏日の算出

真夏日対象期間が1カ月ある場合は、当該月の真夏日日数を計上する。なお、真夏日対象期間が15日以上の場合は、当該月の1/2の真夏日日数を計上し、15日未満となる場合は、計上しない。

##### (2) 真夏日率の算出

真夏日率 ※1 = 真夏日対象期間中の真夏日 ÷ 工期中の対象期間

※1 真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

#### 5 積算方法

##### (1) 補正方法

現場管理費の補正は、当初契約時に補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、施工時期、工事期間等による補正（寒冷地補正、緊急工事）との重複もあわせて補正率は2%を上限とする。

補正値(%) ※2 = 真夏日率 × 補正係数(1.2)

※2 補正値は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

##### (2) 変更契約

当初契約にて補正を実施した場合は、真夏日の実績に基づく精算変更は行わない。

検査時期の前倒し、工事製作期間の変更、フレックス方式余裕期間制度実施工事など、当初発注時と期間が異なる場合については、受発注者間で協議を行い工期及び真夏日の期間変更を行うことができるものとする。

#### 6 確認方法

##### (1) 施工計画書

受注者は、熱中症対策に資する事項を施工計画書に記載し、監督員の確認を受けること。

##### (2) 完成図書

受注者は、完成図書にて施工計画書に記載した熱中症対策に資する事項を購入品一覧表、納品書、写真等にて提出し、監督員の確認を受けること。

## 7 対象工事である旨等の明示

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、現場管理費の補正を行う対象工事である旨等を入札概要書、特記仕様書等に明示するものとする。

### (施工期日)

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

### (経過措置)

現在、契約手続き中及び施工中の案件については、受注者が経費の補正を希望した場合に変更契約にて補正を実施することができる。